

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項子ども部ほいく課中「認定入所係」を「利用調整係 認定管理係」に改める。

第4条総務部総務課第11号中「行政手続上の不利益処分に係る聴聞の実施」を「行政手続」に改め、同条市民経済部市民相談課中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同部産業活性課中第24号及び第25号を削り、第27号を第25号とし、第26号を第24号とし、同条子ども部子ども・青少年課第6号中「児童館」の次に「その他こどもの居場所」を加え、同条文化スポーツ部イベント観光課第7号中「経済交流事業」を「イベント交流事業」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する